

江戸川区監査委員告示第 2 号

監査結果に基づき江戸川区長が講じた措置の公表について

住民監査請求に係る監査の結果に基づき講じた措置について、江戸川区長から通知があったので、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 4 月 24 日

江戸川区監査委員	小久保 晴行
同	日下部 義昭
同	小泉 敏夫
同	川瀬 泰徳

元江戸川区職員措置請求監査結果の勧告に基づき講じた措置

監査の結果（勧告）

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、区長に対して以下の通り勧告する。

元相談員を被保険者として納付した雇用保険料のうち、平成 17 年度分の雇用保険料相当額の補てんのための必要な措置を、平成 19 年 4 月 10 日までに講ずることを勧告する。

区長が講じた措置

元相談員を被保険者として納付した雇用保険料については、平成 18 年 11 月 30 日に江戸川労働基準監督署を通じて、労働保険確定保険料申告書及び労働保険料還付請求書を提出した結果、平成 19 年 2 月 14 日に東京労働局より、平成 17 年度分として 51,493 円の返還を受けました。